

平成二十一年二月二十六日提出
質問第一五八号

諫早湾干拓農地における農業用水に関する質問主意書

提出者 大串博志

諫早湾干拓農地における農業用水に関する質問主意書

国営諫早湾干拓事業に関しては、有明海沿岸の漁業と諫早湾干拓農地（以下、「本件干拓農地」とする）における営農を真に両立させ、いわゆる「有明海異変」によつて大きな被害を受けている沿岸地域社会の復興を図るためには、潮受堤防の南北排水門を開放し、海水交換を行うことが喫緊の課題となっているが、政府は、調整池が海水化し、本件干拓農地における農業用水の確保が困難となることを理由の一つとして、開門を拒否している。

よつて、本件干拓農地における農業用水の問題に関し、次の事項について質問する。

一 開門を求める漁民からは、潮受堤防の南北排水門を開門した場合の代替水源として（ア）下水処理水の再利用、（イ）ため池の設置、（ウ）河川余剰水の利用、（エ）本明川流域における河口堰等の設置などの種々の方策が提案されているが、

① 政府の、これらの代替水源に関する見解如何。

② 政府は、真摯な検討を行っているのか。その具体的検討状況及び検討内容について、明らかにされた

い。

二 国営諫早湾土地改良事業変更計画書（干拓）では、本件干拓農地においては四九二万立方メートルの水（消費水量）が必要であるとされ、このうち、二一三万立方メートルに関しては降雨で賄われる（有効雨量）ため、調整池から三三〇万立方メートルの水をかんがい用水として利用する計画とされているが、そもそも、上記計画書における本件干拓農地の消費水量、有効雨量及び調整池からの取水量は、どのような根拠に基づき算出されたものか、その算定根拠及び計算式等を示して具体的に明らかにされたい。

三 農林水産省作成の資料によると、本件干拓農地においては、土地利用率が一九九パーセント（平成二十一年一月十三日現在）と非常に高いにもかかわらず、正式に営農が開始された平成二十年四月から十二月までの実績取水量は、合計約二三万立方メートルであり、同期間の計画取水量である約二六六万立方メートルのわずか八・七パーセントほどに過ぎず、計画取水量と著しくかけ離れたものであることが明らかになっているが、

- ① 何故このような乖離が生じているのか見解如何。
- ② 改めて取水量の算定を見直す必要性の認識如何。

四 ビニールハウスを利用するため雨水以外の水を必要とする施設園芸の作付けが進めば、取水量はもつと

増加するという主張もあるが、

① 施設園芸の作付けに関して今後増加していく見込みが実際にあるのか。

② 現在の施設園芸に使用されている農業用水の水量からして、どの程度取水量を増加させるものか。

③ 本件干拓農地においては、調整池からの取水とは別に、地下水を汲み上げるポンプが二箇所を設置され、施設園芸を営む営農者はその地下水を利用しているようであるため、今後施設園芸の作付けが増加しても、営農者は上記の地下水や水道水などを利用する方向であり、調整池からの取水量は増加しないのではないか。

五 十年に一度程度発生する渇水時の取水量は平年とは異なるものであるという主張もあるが、過去十年間の諫早地方の年間降水量は、平成十一年から二二六八ミリ、一九一六ミリ、一九八〇ミリ、一七七八ミリ、二〇七六ミリ、一九六九ミリ、一六〇〇ミリ、二六一七ミリ、一六四五ミリで、平成二十年が二〇五九ミリとなっており、過去十年間の平均は約二〇八〇ミリであり、平成二十年が特に雨が多い状況とは思われず、

① このような主張は認められないものと考えられるが、政府の見解如何。

② ①において主張が認められるのであれば、十年に一度程度発生する渇水とは、具体的なデータに基づき想定しているのか、具体的事例を示して回答していただきたい。

③ そもそも、調整池からの取水量は、消費水量から有効水量を除いて算出されているため、「十年に一度程度発生する渇水時の取水量は平年とは異なるものである」という主張は、渇水時の不足水量を二重に評価するものではないか、政府の見解如何。

六 本件干拓農地内に設置された地下水のポンプに関しては、当初の利用目的とは異なり、実際の営農に利用がされているようであるが、

① 地下水ポンプ設置の現状如何。設置主体、設置理由、利用目的、利用している営農者の戸数、露地栽培又は施設園芸等の利用している農業形態及び本件干拓農地で正式に営農が開始された平成二十年四月から現在までの使用水量を明らかにされたい。

② なぜこのような利用実態があるのか政府の見解如何。調整池から取水された水では営農に支障が出るとの懸念が営農者にあるという認識はないのか。

七 全国においては、下水処理水の農業用水としての再利用に関して、多くの利用実績（計画）があるところ

ろである。そこで、代替水源として下水処理水の再利用を行う場合、本件干拓農地に程近い諫早中央浄化センターの処理水を利用することが考えられるが、同センターでは、日量六二四二、年間約二二八万立方メートル（平成十九年度）の放流量があるため、下水処理水を再利用する方法でも、本件干拓農地における農業用水としての水需要に十分に耐えうると考えるが見解如何。

八 諫早中央浄化センターでは、放流水に関する水質データが公表されているが、同センターでは平成十三年度から高度処理が行われており、全国の他の施設よりも水質に関しては、良好な結果となっているところである。そこで、このような同センターの水質データに照らして、下水処理水を農業用水として再利用することについての水質基準に関して、人体に対する影響や農作物（畑作）に対する影響において、何か具体的な支障となる事態が想定されるか、全国での取り組みにおいて実施された調査研究等を踏まえて回答していただきたい。

九 本件干拓農地において実際に代替水源として、諫早中央浄化センターなどの下水処理場からの再生水を農業用水として利用する場合において、

① 再生水製造プラント、ファームpond（農地用ため池）、パイプライン等の設置に要する費用は、ど

れくらいと算出されるか、全国の取り組み事例に照らして、その算出の計算式を具体的に示して回答していただきたい。

② 実際の利用までには、どの程度の期間が必要と考えられるか、全国の取り組み事例に照らして、その工程を具体的に示して回答していただきたい。

③ ②における期間中は、ため池等の設置によって、本件干拓農地における農業用水の需要に十分に配慮することができるかと考えるか、見解如何。

十 下水処理水の農業への再利用については、

① 循環型・持続可能社会を目指して、積極的に進めるべきものかと考えるが、政府の見解如何。

② 本件干拓農地についても、営農者に対して十分な説明を実施し、その実現に向けた積極的な施策を進めるべきと考えるが、見解如何。

右質問する。